

「かながわ自殺対策計画」の策定について

平成 28 年 4 月に改正された「自殺対策基本法」において、都道府県に自殺対策計画を策定することが規定されたことに伴い、新たに計画を策定する必要が生じたため、「かながわ自殺総合対策指針（平成 23 年度策定）」をもとに、国の「自殺総合対策大綱（平成 29 年 7 月改定）」を踏まえ、平成 30 年 3 月に計画を策定した。

＜計画の概要＞

第 1 章 はじめに

1 計画策定の趣旨

本県の自殺対策を総合的、効果的に推進するために「かながわ自殺対策計画」を策定

2 計画の性格

自殺対策基本法第 13 条第 1 項に基づく法定計画である都道府県自殺対策計画であり、県の自殺対策を総合的に推進するための計画

3 計画期間

平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間

4 計画の対象区域

県内全市町村

第 2 章 計画策定の背景

1 自殺をめぐる現状

- (1) 自殺者数と自殺死亡率
- (2) 性別・年代別に見た自殺者の傾向
- (3) 原因・動機別に見た自殺者の傾向
- (4) 自殺を取り巻く環境

2 かながわ自殺総合対策指針（平成 23 年度～平成 28 年度）の分析・評価

- (1) かながわ自殺総合対策指針の達成状況
- (2) かながわ自殺総合対策指針の取組状況

第 3 章 取組みの方向性

1 計画の基本理念

「健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の実現」をめざし、「孤立しない地域づくり」を進める。

2 計画の基本方針

(1) 施策の視点

①世代別

- ア 若年者層（40 歳未満）
- イ 中高年層（40 歳～64 歳）
- ウ 高齢者層（65 歳以上）

②課題別

- ア 健康問題
- イ 経済・生活問題
- ウ 勤務問題
- エ 家庭・学校問題等

(2) 施策の方向性

- ・ 「社会的要因も踏まえ総合的に取り組む」
- ・ 「県民が主体となるよう取り組む」
- ・ 「事前予防、危機対応、事後対応に取り組む」
- ・ 「生きるための支援として取り組む」
- ・ 「あらゆる分野の関係者が連携して支える」
- ・ 「地域の実態に合わせて取り組む」
- ・ 「中長期的視点に立って、継続的に取り組む」

3 全体目標

- ◆ 自殺を考えている人を、一人でも多く救うことをめざす。
- ◆ 数値目標

自殺総合対策大綱で示された国の数値目標を踏まえ、県は、自殺死亡率（人口動態調査）を平成 28 年の 14.6 から、5 年間で 15%以上減少させ、平成 33 年に 12.4 以下にする。

4 施策体系

国の「自殺総合対策大綱」において、新たに重点施策が追加されたことを受け、「かながわ自殺対策総合指針」の 10 の重点施策に次の 2 項目を追加し、大柱を 12 項目とする。

（追加項目）「ICTの活用も含めた若年者への支援を進める」

「労働関係における自殺対策を進める」

※計画策定に伴い、「かながわ自殺総合対策指針」は廃止となった。

第4章 施策展開

1 地域の自殺の実態を分析する

- (1) 地域に即した調査・分析の推進
- (2) 情報収集提供体制の充実

2 自殺対策に関する普及啓発を推進する

- (1) 県民に対する普及啓発事業の実施
- (2) 児童・生徒の自殺予防に資する教育の実施

3 早期対応の中心的役割を果たす人材（ゲートキーパー）を養成する

- (1) かかりつけ医師等への精神疾患の診断、治療技術の向上
- (2) 教職員、児童・生徒に対する研修の実施
- (3) 地域保健や産業保健関係職員の資質の向上
- (4) 介護支援専門員等の資質の向上
- (5) 民生委員・児童委員等への研修の実施
- (6) 多重債務者の生活再建に関する相談員の資質の向上
- (7) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- (8) 自殺対策従事者へのこころのケア対策の推進
- (9) 研修用テキストの更新及び普及啓発、新たな対象者向けテキストやカリキュラム作成

4 あらゆる場面において、こころの健康づくりを進める

- (1) 職場におけるメンタルヘルスの推進
- (2) 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備
- (3) 学校におけるこころの健康づくり推進体制の強化
- (4) 大規模災害時の被災者のこころのケアの推進

- 5 ICTの活用も含めた若年者への支援を進める
 - (1) いじめを苦しめた子どもの自殺予防
 - (2) 学校における相談支援の推進体制の強化
 - (3) SOSの出し方に関する教育の推進
 - (4) 子どもに関わる相談支援体制の充実
 - (5) 若者への支援の充実
- 6 労働関係における自殺対策を進める
 - (1) 職場におけるメンタルヘルスの推進
 - (2) 長時間労働の是正に向けた取組みの推進
 - (3) 労働環境の改善に向けた広報活動の推進
- 7 うつ病対策を進める
 - (1) うつ病の知識と理解を進めるための普及啓発活動の推進
 - (2) 精神科医療体制の充実
 - (3) かかりつけ医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上
 - (4) かかりつけ医師等と精神科医師との連携強化
 - (5) 小児科・産婦人科医師と精神科医師との連携強化
 - (6) 精神医療関係者への研修の充実
 - (7) うつ病の早期発見早期治療につなぐ体制整備
 - (8) うつ病セミナー・講演会等当事者支援の充実
 - (9) うつ病等職場復帰プログラムに関する情報提供の充実
- 8 ハイリスク者対策を進める
 - (1) 統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等の精神疾患を抱える方への支援
 - (2) 生活困窮者、失業者への支援の充実
 - (3) 行方不明者の発見活動
 - (4) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援体制の構築
- 9 社会的な取組み、環境整備を進める
 - (1) 地域における相談体制の充実
 - (2) 経済的問題、法的問題に対する相談支援の充実
 - (3) 自殺多発地域等における対策の充実
 - (4) インターネット上の自殺関連情報対策の推進
 - (5) 介護者への支援の充実
 - (6) マスメディアへの働きかけ
 - (7) 制度等の見直し
- 10 自殺未遂者支援を進める
 - (1) 救急医と精神科医との連携
 - (2) 精神科救急医療体制の充実
 - (3) 自殺未遂者のケア等の研修
 - (4) 自殺未遂者の相談支援体制の充実
- 11 遺された人への支援を進める
 - (1) 遺族のための集いの機会の提供及び自助グループへの支援
 - (2) 遺族を対象とした相談体制の充実
 - (3) 学校、職場での事後対応の促進
 - (4) 遺族への関連情報の提供の推進
- 12 関係機関・民間団体との連携を強化する
 - (1) 地域における連携体制の強化
 - (2) 民間団体との連携体制の強化

第5章 推進体制及び進行管理

1 推進体制

学識、司法、報道、医療、経済・労働、福祉・教育分野の関係者、民間団体、市町村行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」により、情報共有、連携強化を図り、自殺対策を総合的に推進していく。

2 進行管理

PDCAサイクルを活用し、「自殺対策に係る庁内会議」において、各施策の実施主体として、進行管理・評価・検討を行った後、「かながわ自殺対策会議」において、毎年進捗状況を報告し、評価を受け、推進計画の進行管理と課題の把握により、政策推進に取り組む。

3 計画の目標値

〔主な目標〕

- ・ 自殺対策に関する出前講座開催箇所数の増加
- ・ ゲートキーパー養成数の増加
- ・ アルコール相談員研修受講者数の増加
- ・ 薬物業務相談員研修受講者数の増加
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールメンターの配置数の増加
- ・ うつ病講演会参加者数の増加
- ・ 自殺未遂者支援研修参加者数の増加

「かながわ自殺対策計画」施策体系図

基本理念	基本方針	大柱	中柱	小柱
<p>「健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の実現」「孤立しない地域づくり」</p>	<p>社会的な要因も踏まえ総合的に取り組む 市民的主体となるよう積極的に取り組む 事前予防体制を整え、発生を未然に防ぐ 地域の実情に合わせた支援と関係者の連携を 中長期的視点に立ち、継続的に進める</p>	<p>1 地域の自殺の実態を分析する</p>	(1) 地域に即した調査・分析の推進	①自殺対策に関する統計的研究及び情報提供
			(2) 情報収集提供体制の充実	①国、市町村、関係機関、団体と連携し、情報収集及び提供、相互の活用 ②神奈川県警察統計原票の関係行政機関への情報提供
			<p>2 自殺対策に関する普及啓発を推進する</p>	(1) 県民に対する普及啓発事業の実施
		(2) 児童・生徒の自殺予防に資する教育の実施		①自分の大切さ、他人の大切さを認める教育への取り組み ②「いのち」を大切にすることをはぐくむ教育の実施
		<p>3 早期対応の中心的役割を果たす人材（ゲートキーパー）を養成する</p>		(1) かかりつけの医師等の精神疾患の診断・治療技術の向上
			(2) 教職員、児童・生徒に対する研修の実施	①教職員等を対象とした自殺対策及びメンタルヘルス対策の推進
			(3) 地域保健や産業保健関係職員の資質の向上	①行政担当者等を対象とした自殺対策に関する研修の実施 ②地域の人材養成研修の講師を担う指導者養成研修の実施 ③職場におけるメンタルヘルス対策として産業保健関係職員に対する研修の実施
			(4) 介護支援専門員等への研修の実施	①介護支援専門員への研修の実施 ②老人クラブ等への研修や情報提供の実施
			(5) 民生委員・児童委員等への研修の実施	①民生委員・児童委員等への研修や普及啓発の実施
			(6) 多重債務者の生活再建に関する相談員の資質の向上	①多重債務相談窓口等への知識、理解の普及啓発
			(7) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上	①警察官、消防職員等を対象とした遺族への対応等に関する適切な知識、理解の普及啓発
			(8) 自殺対策従事者へのこころのケア対策の推進	①自殺対策従事者へのこころのケアに関する研修の実施
			(9) 研修用テキストの更新及び普及、新たな対象者向けテキストやカリキュラム作成	①研修用テキストの更新、様々な対象者向けテキストの作成

基本理念	基本方針	大柱	中柱	小柱
「健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の実現」「孤立しない地域づくり」	<p>社会的要因も踏まえ、総合的に取り組む</p> <p>民生防犯体制の構築と連携による支援</p> <p>地域の実態に合わせた継続的に進める</p>	4 あらゆる場面において、こころの健康づくりを進める	(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	①事業主によるメンタルヘルス対策の促進、自殺対策の知識の普及と啓発 ②中間管理職、監督者等へのメンタルヘルスへの理解の促進 ③労働者等に対するメンタルヘルス対策の充実
		(2) 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備	①地域の相談機関におけるこころの健康問題に関する相談機能の充実及び地域保健、産業保健との連携強化 ②高齢者、女性、生活困窮者、性的マイノリティ等様々な対象、課題に対する相談支援体制の連携強化 ③精神保健福祉ボランティア団体等県民による身近な地域の支えあいの活動推進	
		(3) 学校におけるこころの健康づくり推進体制の強化	①スクールカウンセラー等を活用した相談支援体制の強化 ②地域の保健、医療、福祉等の関係機関との連携強化 ③児童・生徒のメンタルヘルスの保持増進及び教職員のメンタルヘルス対策の推進	
		(4) 大規模災害時の被災地のこころのケアの推進	①大規模災害時に備え、被災地域の精神保健医療活動を適切に行う体制整備	
		5 ICTの活用も含めた若年者への支援を進める	(1) いじめを苦にした子どもの自殺の予防	①いじめの早期発見をする地域の体制整備 ②いじめに対する学校・教育委員会、家庭・地域の連携強化 ③いじめに対する相談支援体制の充実
		(2) 学校における相談支援の推進体制の強化	①スクールカウンセラー等を活用した相談支援体制の強化 ②地域の保健、医療、福祉等の関係機関との連携強化 ③児童・生徒のメンタルヘルスの保持増進及び教職員のメンタルヘルス対策の推進	
		(3) SOSの出し方に関する教育の推進	①教職員に対する普及啓発及び研修の実施 ②児童・生徒へのSOSの出し方に関する教育の実施	
		(4) 子どもに関わる相談支援体制の充実	①子どもに関わる相談窓口の整備 ②生活困窮者等の子どもへの支援 ③子どもに関わる相談支援体制の充実	
		(5) 若者への支援の充実	①若者への相談支援体制の充実 ②ICTを活用した若者への支援体制の充実 ③大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ④ひきこもり対策の推進 ⑤若年無業者等職業支援の実施	
		6 労働関係における自殺対策を進める	(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	①事業主によるメンタルヘルス対策の促進、自殺対策の知識の普及と啓発 ②中間管理職、監督者等へのメンタルヘルスへの理解の促進 ③労働者等に対するメンタルヘルス対策の充実
		(2) 長時間労働の是正に向けた取組の推進	①長時間労働と自殺予防に関する知識の普及と啓発	
		(3) 労働環境の改善に向けた広報活動の推進	①労働者の心身の健康を守るための制度や施策等の知識の普及と啓発	

基本理念	基本方針	大柱	中柱	小柱
<p>「健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の実現」「孤立しない地域づくり」</p>	<p>社会的要因も踏まえ、総合的に取り組む 事前予防体制の構築 地域の実態に合わせた関係と連携を継続的に進める 民生の分野に支障を及ぼさないよう、事後対応に取組む 地域の実態に合わせた関係と連携を継続的に進める</p>	7. うつ病対策を進める	<p>(1) うつ病の知識と理解を進めるための普及啓発活動の推進</p> <p>(2) 精神科医療体制の充実</p> <p>(3) かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上</p> <p>(4) かかりつけ医師等と精神科医師との連携強化</p> <p>(5) 小児科医師と精神科医師、産婦人科医師との連携強化</p> <p>(6) 精神医療関係者への研修の充実</p> <p>(7) うつ病の早期発見早期治療につなぐ体制整備</p> <p>(8) うつ病セミナー・講演会等当事者支援の充実</p> <p>(9) うつ病等職場復帰プログラムに関する情報提供の充実</p>	<p>①講演会やリーフレットの配布、広報媒体などの活用による普及啓発活動の推進</p> <p>①地域の精神科医療機関を含めた保健、医療、福祉等のネットワーク体制の充実</p> <p>①かかりつけ医師等へのうつ病患者に対する適切な対応力向上研修の実施</p> <p>①かかりつけ医師等がうつ病と診断した人を精神科医師につなぐ連携構築及び強化</p> <p>①かかりつけの小児科・産婦人科医師と精神科医師との連携構築及び強化</p> <p>①精神科看護職員に対する研修の実施</p> <p>①地域の相談機関等の訪問や住民検診、妊産婦検診、健康相談の機会の活用</p> <p>①うつ病の家族や当事者を対象としたセミナー・講演会の開催</p> <p>①うつ病による休職者への職場復帰プログラム実施医療機関や関係機関の情報提供</p>
		8. ハイリスク者対策を進める	<p>(1) 統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等の精神疾患を抱える方への支援</p> <p>(2) 生活困窮者、失業者への支援の充実</p> <p>(3) 行方不明者の発見活動</p> <p>(4) がん患者や慢性疾患患者等に対する支援体制の整備</p>	<p>①継続的な支援体制の整備及び自助活動に対する支援</p> <p>②精神科医療関係者、福祉・介護等従事者に対する研修の実施</p> <p>①包括的な相談会の実施</p> <p>①自殺のおそれのある行方不明者の発見活動の実施</p> <p>①がん患者に対する支援体制の構築</p> <p>②がん患者・その他の慢性疾患患者等への学校教育における支援の充実</p>
		9. 社会的な取組み、環境整備を進める	<p>(1) 地域における相談体制の充実</p> <p>(2) 経済的問題・法的問題に対する相談支援の充実</p> <p>(3) 自殺多発地域等における対策の充実</p> <p>(4) インターネット上の自殺関連情報対策の推進</p>	<p>①多様な相談に対応できる住民向け相談窓口一覧を掲載したリーフレット等の配布、周知</p> <p>②関係機関の連携による包括的な相談会の実施</p> <p>③子どもに関わる相談窓口の整備</p> <p>④障がい者に関わる相談窓口の整備</p> <p>⑤ひとり親家庭相談窓口の整備</p> <p>⑥その他の相談窓口の整備</p> <p>①多重債務者に対する相談窓口体制の充実</p> <p>②多様な法律相談等法的問題解決のための情報提供の充実</p> <p>①自殺多発地域や鉄道駅等における安全確保対策の推進</p> <p>②自殺多発地域における効果的な取組みのあり方の検討</p> <p>①インターネット上の自殺予告事案に対する迅速、適切な対応の実施</p>

基本理念	基本方針	大柱	中柱	小柱
「健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の実現」「孤立しない地域づくり」	社会的主要な課題として、自殺の発生を防止し、自殺者に対する支援を総合的に取り組むこと。また、自殺の発生を防止し、自殺者に対する支援を総合的に取り組むこと。また、自殺の発生を防止し、自殺者に対する支援を総合的に取り組むこと。	9 社会的な取組み、環境整備を進める	(5) 介護者への支援の充実 (6) マスメディアへの働きかけ (7) 制度等の見直し	①地域包括支援センター等と地域関係機関との協力体制の充実 ②家族介護支援等のための取組みの推進 ①報道関係機関への「マスメディアのための手引き」の周知 ①自殺の要因となる制度等についての問題提起等
		10 自殺未遂者支援を進める	(1) 救急医と精神科医との連携 (2) 精神科救急医療体制の充実 (3) 自殺未遂者のケア等の研修 (4) 自殺未遂者の相談支援体制の充実	①救急搬送された自殺未遂者の再発防止に向けた救急医と精神科医の連携体制整備 ①症状に応じた迅速で適切な医療が身近な場所で受けられる体制の充実 ①精神科医療従事者等への自殺未遂者支援研修の実施 ①自殺未遂者に関わる職員への研修の実施 ②身近な人の見守りを支援し、継続的な支援を行う地域ネットワーク体制の整備
		11 遺された人への支援を進める	(1) 遺族のための集いの機会の提供及び自助グループへの支援 (2) 遺族を対象とした相談体制の充実 (3) 学校、職場での事後対応の促進 (4) 遺族への関連情報の提供の推進	①遺族のための集いの開催や自助グループへの支援 ①遺族が相談しやすい相談支援体制の充実 ①学校、職場での自殺や自殺未遂の発生直後の周囲に対する心理的ケアの提供 ①遺族のための相談窓口一覧や民間団体の相談先を掲載したリーフレットの配布、周知
		12 関係機関・民間団体との連携を強化する	(1) 地域における連携体制の強化 (2) 民間団体との連携体制の強化	①地域における公的機関、関係機関、民間機関、ボランティア団体との連携体制の強化 ①人材育成に関する相互協力及び民間団体が行う先駆的な自殺対策の支援 ②自死遺族の集いの開催やグループ支援等の取組みの連携、推進